

# 自己点検・評価報告書

2015年8月31日

琉球大学法科大学院

研究科長 署名欄

吉崎 敦憲 印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第5分野	カリキュラム	4
5-1	科目構成(1) <科目設定・バランス>	4
5-2	科目構成(2) <科目の体系性・適切性>	8
5-3	科目構成(3) <法曹倫理の開設>	13
5-4	履修(1) <履修選択指導等>	15
5-5	履修(2) <履修登録の上限>	18
別紙1	教員一覧	20
別紙2	学生・修了者・合格者数等の推移	21

## 第1 法科大学院の基本情報

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 大学(院)名             | 琉球大学大学院                |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻              |
| 3. 開設年月               | 平成16年4月                |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者      |                        |
| 氏名                    | 吉崎 敦憲                  |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授(研究科長)      |
| 連絡先                   | 098-895-8909           |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ      |                        |
| ① 氏名                  | 吉崎 敦憲                  |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授(研究科長)      |
| 役割                    | 運営委員会委員長<br>自己点検・評価責任者 |
| 連絡先                   | 098-895-8909           |
| ② 氏名                  | 清水 一成                  |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授(副研究科長)     |
| 役割                    | 運営委員会委員                |
| 連絡先                   | 098-895-8198           |
| ③ 氏名                  | 高良 鉄美                  |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授            |
| 役割                    | 運営委員会委員<br>教務学生委員会委員長  |
| 連絡先                   | 098-895-8197           |
| ④ 氏名                  | 宮城 哲                   |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授            |
| 役割                    | 運営委員会委員                |
| 連絡先                   | 098-895-8874           |

⑤ 氏名	安座間 喜得
所属・職名	法科大学院係 係長
役割	事務担当責任者
連絡先	098-895-8091

[hbhkdak@to.jim.u-ryukyu.ac.jp](mailto:hbhkdak@to.jim.u-ryukyu.ac.jp)  
〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町  
字千原 1 番地

## 第2 自己点検・自己評価報告書作成のプロセス

1 平成27年4月8日

研究科委員会において、認証評価に向けて認証評価対応委員会は組織せず、運営委員会で対応することを決定。

2 平成27年6月12日

日弁連法務研究財団による「自己点検・評価報告書」作成の説明会（財団—本田宗哉弁護士、本学—出席可能な専任教員全員）

3 平成27年6月17日

運営委員会において、「自己点検・評価報告書」の作成につき、分担案を決定。

4 平成27年6月24日

研究科委員会で上記案を了承。作成作業に着手。

5 平成27年7月31日

各担当者が各分担箇所を運営委員会に提出。

6 平成27年8月1～18日

運営委員会においてチェック作業。意見を付して各分担担当者に返却。各分担箇所を訂正・補充のうえ、再度、運営委員会に提出。運営委員会において全体の調整作業を実施。

8 平成27年8月19日

運営委員会において「自己点検・評価報告書原案」を作成。

9 平成27年8月19日

研究科委員会に「自己点検・評価報告書原案」を提案、意見を聴取。

10 平成27年8月25日

研究科委員会で「自己点検・評価報告書」を承認。

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第5分野 カリキュラム

##### 5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

###### 1 現状

###### (1) 開設科目

本研究科における開設科目数及びその単位数等は、下表のとおりである。どの授業科目がどの科目群に分類されるかについては、法務研究科規程別表1(第3条関係)に明確に規定されている<sup>1</sup>。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目	35	66	35	66
実務基礎科目	9	12	9	12
基礎法学・隣接科目	7	13	2	4
展開・先端科目	31	62	9	18

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

###### (2) 履修ルール

法律基本科目(各2単位)33科目は、すべて必修科目である。実務基礎科目については、「法文書作成」(1単位)、「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)、「民事訴訟実務の基礎」(2単位)、「法曹倫理」(2単位)、「刑事模擬裁判」(1単位)、「民事模擬裁判」(1単位)及び「ロイヤリング」(1単位)の合計10単位を修得するとともに、「クリニック」(1単位)または「エクスターンシップ」(1単位)から1科目1単位以上を修得しなければならない(選択必修科目)。また、基礎法学・隣接科目(各2単位)については4単位以上、展開・先端科目(各2単位)については18単位以上を修得しなければならない<sup>2</sup>。本研究科の課程を修了するために修得すべき単位数の各科目群への配分については、学生の履修が各科目群のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されている。

本研究科においては、その教育理念である「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成のためにインターナショナル・ロイヤー・コースを設置して

1 A3『研究科便覧』49頁～50頁参照。授業シラバス集の「履修案内」の中にも、その説明がある。A16『授業シラバス集』1頁～4頁、8頁～11頁、15頁～18頁。

2 「研究科規程」3条・5条1項(A3『研究科便覧』43頁)、別表1(同49～50頁)

いる<sup>3</sup>。このコースを選択した学生は、基礎法学・隣接科目のうち、「アメリカ法」(2単位)、「アメリカ憲法」(2単位)または「法律英語」(2単位)から1科目2単位以上、また展開・先端科目のうち、「国際法」(2単位)、「国際人道法」(2単位)、「国際私法」(2単位)、「国際民事訴訟法」(2単位)、「国際取引法」(2単位)、「米軍基地法」(2単位)または「英米法研修プログラム」(2単位)から4科目8単位以上を修得しなければならない<sup>4</sup>。

### (3) 学生の履修状況

2015年3月修了生についての各科目群の修得単位数の平均値は、下表のとおりである。2007年度入学者(1人。修了要件93単位)、2009年度入学者(1人。修了要件95単位)、2010～2012年度入学者(9人。修了要件99単位)とでは履修ルールが異なるため<sup>5</sup>、両者を分けて示す。既修者コースは2012年度から設置したが、修了生を出したのは2013年度入学者が初めてである。

	未修者コース			既修者コース (2013年度入学者)
	2007年度 入学者	2009年度 入学者	2010～12年度 入学者	
法律基本科目	60	62	66	30
実務基礎科目	11	11	11	11
基礎法学・隣接科目	4	4	4	4
展開・先端科目	18	18	19.5	18
4科目群の合計	93	95	100.5	63

学生が現実に各科目群の授業科目を偏りなく履修するうえでカリキュラムに

3 「研究科規程」2条2項(A3『研究科便覧』43頁)、「インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ」(2010年11月24日研究科委員会決定)1項(A3『研究科便覧』64頁)。ハワイ大学ロー・スクールとの交流協定の締結とこれに基づく英米法研修プログラムの開設は、本研究科の教育目的を実現するうえで重要な意味を有する。

4 「研究科規程」5条2項(A3『研究科便覧』43頁)、別表1(同49頁～50頁)。このコースを選択した学生は、英米法研修プログラムの履修登録にあたって優先される。「インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ」7項。

5 2010年度入学者から、法学未修者教育を充実すべく、民事法基礎演習(2単位)を新設するとともに、従来の商法Ⅰ(2単位)を会社法Ⅰ・Ⅱ(各2単位)に4単位化したことに伴い、法律基本科目についての修了要件が4単位増加した。また、実務基礎科目についての修了要件も、必修科目が1単位増加し(ロイヤリングの必修科目化による)、選択必修科目が1単位減少した(クリニックおよびエクスターンシップの1単位化による)。2015年度のカリキュラム改正では、法情報調査(1単位)を廃止、法文書作成(1単位)を新設し、民事法基礎演習を1単位化(1単位減)、刑法Ⅱを3単位化(1単位増)したが、その他に単位変更はなく、各科目群における取得単位数に増減はない。



大きな障害はないといえる。時間割の編成にあたっては、小規模法科大学院の利点を生かし、学生の希望に可能な限り対応している。もともと、非常勤講師が担当する授業科目のなかには隔年での（しかも集中講義形式で）開講を余儀なくされているものがあり<sup>6</sup>、学生がその履修を断念する場合がある。

#### （４）特に力を入れている取り組み

法曹として普遍的に必要とされる資質や知識・能力を養うことができるように、法律基本科目及び実務基礎科目に分類される授業科目を開講し、その履修ルールを定めるだけでなく、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成という本研究科の教育理念を実現すべく、インターナショナル・ロイヤー・コースを設置し、その履修ルールを別途定めるなどの取り組みを行っている。また、小規模法科大学院の利点を活かし、時間割編成等にあたって学生に親身に対応している。

#### （５）その他

特になし。

## ２ 点検・評価

授業科目が法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって開設され、その履修ルールについては学生の履修が各科目群のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されている。時間割の編成にも問題はなく、学生は現実に各科目群の授業科目を偏りなく履修している。また、インターナショナル・ロイヤー・コースを設置し、その履修ルールを別途定めることにより、本研究科の教育目的の実現を図っている点も評価することができる。もともと、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の中には隔年・集中で開講されているものがあり、学生の履修の機会を制約している面があることは否めない。

## ３ 自己評定

B

## ４ 改善計画

一昨年度の認証評価の際行っていたカリキュラムの見直し作業が終了し、

---

<sup>6</sup> 「基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の開講方針」（2010年11月10日研究科委員会決定。2015年3月18日改正）参照。この開講方針は、A3『研究科便覧』67頁～68頁に掲載されている。2014年度後期においては3科目、2015年度前期においては3科目が集中講義形式で開講された。

2015年度から、授業科目及びその履修ルール（修了要件単位を含む）等を変更した新カリキュラムを実施しており、法学未修者教育の充実や既修者コースの整備など改善が図られている。

## 5-2 科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉

### 1 現状

#### （1）科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方、工夫

従来から、学生が1年次から3年次まで段階的・系統的に授業科目を履修することができるようにカリキュラムが編成されていたが、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」（平成25年第9回研究家委員会制定）を制定し、授業科目開設の体系性がこれに沿ったものとなるようカリキュラム改正を実施した。

##### （ア）法律基本科目

すべての法曹に普遍的に必要とされる法的知識を修得するとともに、問題発見・解決能力を涵養するため、下表のように、公法系（「憲法」、「行政法」）、刑事法系（「刑法」、「刑事訴訟法」）、民事法系（「民法」、「民事訴訟法」、「商法」）それぞれについて、1年次から3年次まで講義科目、演習科目および総合演習科目をバランスよく開設している。

	公法系	刑事法系	民事法系
1年次前期	憲法Ⅰ（統治）	刑法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅰ	民事法基礎演習 契約法Ⅰ 契約法Ⅱ 所有権法 不法行為法
1年次後期	憲法Ⅱ（人権）	刑法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅱ	契約法Ⅲ 担保法 家族法 民事訴訟法Ⅰ 商法Ⅰ（会社法Ⅰ） 商法Ⅱ（会社法Ⅱ）
2年次前期	憲法演習Ⅰ 行政法Ⅰ	刑法演習Ⅰ	民法演習Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 商法Ⅲ（商行為法 ・手形法小切手法）
2年次後期	憲法演習Ⅱ 行政法Ⅱ	刑法演習Ⅱ 刑事訴訟法演習	民法演習Ⅱ 民事訴訟法演習

			商法演習
3年次前期	行政法演習		民事法応用演習Ⅰ (民事法総合演習Ⅰ)
3年次後期	公法応用演習 (公法総合演習)	刑事法応用演習 (刑事法総合演習)	民事法応用演習Ⅱ (民事法総合演習Ⅱ)

1年次前期から2年次後期までの間に開設される講義科目では、基礎的・体系的な法的知識を確実に修得させる。2年次前期・後期・3年次前期に開設される演習科目では、応用的・実際的な問題発見・解決能力（法的議論・表現・説得能力を含む）を涵養することを目的として、多くの場合長文の事例問題を演習形式で検討する<sup>7</sup>。そして、3年次前期・後期に開設される応用演習科目では、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を演習形式で深く検討することにより、法的知識・能力を法科大学院修了者に値するレベルにまで到達させる。

#### (イ) 実務基礎科目

下表のように、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するために法曹倫理を開設するとともに、2及び3年次において基礎的な実務技能（事実調査能力・事実認定能力、コミュニケーション能力等）を修得させるための授業科目を順次開設している。

2年次前期	法文書作成、法曹倫理、刑事訴訟実務の基礎、民事訴訟実務の基礎
2年次後期	民事模擬裁判、ロイヤリング
3年次前期	刑事模擬裁判、クリニック（選択必修）
3年次後期	エクスターンシップ（選択必修）

#### (ウ) 基礎法学・隣接科目

基礎法や比較法あるいは法学の隣接分野にかかわる科目群であり、沖縄の地理的・歴史的・政治的状況を社会科学的に理解させることに主眼をおいている。

1年次において基礎的学修を終えた後、2年次前期から選択して履修することができる（ただし、基礎法学入門は1年次前期でのみ選択可能である。）。配当年次の指定はなく、学生の履修の便宜のため開設学期についての申し合わせがあるにすぎない<sup>8</sup>。「司法政策論」は、九州・沖縄4大学教育連携科目であり、高

<sup>7</sup> 2012年度入学者（既修者コースを含む）から、教育効果を高める目的で、憲法演習の配当学期が1年次後期から2年次前期に変更された。さらに2015年からの新カリキュラムでは、憲法演習及び刑法演習を各1単位ずつのⅠ及びⅡに分け、それぞれ2年次の前期と後期に配置して年間通じて開講し、より一層教育効果を上げることを目指している。

<sup>8</sup> 「基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の開講方針」参照。この開講方針は、A3『研究科便覧』

速情報通信網を利用した双方向授業システムにより本研究科の教室で受講することができる。

#### (エ) 展開・先端科目

幅広い専門的な法的知識を修得させるとともに、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成という本研究科の教育理念を実現するために開設された科目群である。

基礎法学・隣接科目と同様に、1年次において基礎的学修を終えた後、ホーム・ロイヤー（地域の法律家として住民の日常的問題に対応することができる能力を有する法曹）を目指すのか、インターナショナル・ロイヤー（地域の地理的・歴史的・政治的特性を活かしつつ国際的に活躍することができる法曹）を目指すのかなどの基準により、学生がみずからの判断で2年次または3年次に選択して履修する。配当年次の指定はなく、学生の履修の便宜のため開設学期についての申し合わせがあるにすぎない。なお、将来研究者となることを目指す学生のために、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「外書講読Ⅰ」及び「外書講読Ⅱ」が用意されている。

#### イ 関連科目の調整等

関連する授業科目間でその内容の調整等を行う本研究科全体としての制度的な仕組みはない（成績判定やFD活動の一環として議論されることはある）。同一分野の教員間でこの点についての協議が行われることは多いが、連携が必ずしも緊密になされていない分野もある。

なお、法学既修者については、研究科委員会の議を経て、1年次に配当された法律基本科目 34 単位のすべてを修得したものと認めてきており（2012年度入学者1人、2013年度入学者3人、2014年度入学者2人）、これまでその履修免除を行わなかった例はない。

#### (2) 科目開設の適切性

##### ア 法曹像等との適合性

本研究科においては、人間関係や社会問題に対する深い洞察力と専門的職業人としての高い倫理観を備え、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」を養成することを目的としている<sup>9</sup>。

法曹として普遍的に必要とされる資質や知識・能力を養うことは当然であるが（法律基本科目及び実務基礎科目の履修による）、それにとどまらず、地域性

---

67頁～68頁に掲載されている。

9 「研究科規程」1条の2（A3『研究科便覧』43頁）

と国際性を兼ね備えたいいわゆるグローバルな法曹の養成という観点から、沖縄の地理的・歴史的・政治的状況を理解しながら国際的視野を養うため、本研究科に特徴的な授業科目を開設している。すなわち、基礎法学・隣接科目として、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律英語」、「日米関係」等を開設する。このうち、「アメリカ法」及び「法律英語」は米国ハワイ州弁護士が英語で講ずる授業科目であり、「日米関係」は沖縄の政治問題に精通した国際政治学者による授業科目である。また、展開・先端科目として、「自治体法学」、「米軍基地法」、「ジェンダーと法」、「英米法研修プログラム」等のほか、国際関係法にかかる授業科目を多数開設する。沖縄で活躍している弁護士も非常勤講師に加わっており、沖縄における地域社会の特性を踏まえた授業の実践が期待されている。

なお、本研究科の教育理念を実現するためにインターナショナル・ロイヤー・コースが設置されていることは前述した<sup>10</sup>。

#### イ 科目群・科目名の齟齬等

授業科目の名称とその内容に齟齬はないか、各科目群の授業科目として適切な内容となっているかなどの点については、『授業シラバス集』の編集にあたって教務・学生委員会が点検するほか、成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）においてもその検証がなされる。2012年度後期に開講された授業科目のなかに、展開・先端科目の内容として適切であるか議論が行われたものがあつた（結論は問題なし）。

#### （3）特に力を入れている取り組み

法曹として普遍的に必要とされる資質や知識・能力を養うことは当然であるが、それにとどまらず、本研究科の教育理念である地域性と国際性を兼ね備えたグローバルな法曹の養成という観点から、沖縄の地理的・歴史的・政治的状況を理解させるため、本研究科に特徴的な授業科目を開設するなどの取り組みを行っている。

#### （4）その他

特になし。

## 2 点検・評価

法律基本科目及び実務基礎科目については、1年次から3年次まで講義科目、演習科目及び応用演習科目により、段階的・系統的に履修することができるようにカリキュラムが編成されている。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目

---

<sup>10</sup> 上記5-1-1（2）参照。

については、現在の開設科目で十分であるか（先端分野の授業科目を追加する必要はないか、展開・先端科目についても演習科目を設けるべきか<sup>11</sup>など）については検討の余地がある。なお、関連する授業科目間での連携が必ずしも緊密になされていない分野がある。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を踏まえ、授業科目の体系性に留意しながらカリキュラム改正を行い、2015年度から新カリキュラムを実施している。今後は、新カリキュラム実施による教育効果の検証を進めることが肝要である。

---

11 2008・2009年度においては倒産法演習が開設されていたが、廃止された。

### 5-3 科目構成(3) <法曹倫理の開設>

#### 1 現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

2年次前期に2単位の必修科目(実務基礎科目)として「法曹倫理」を開設している<sup>12</sup>。

「法曹倫理」の担当教員は弁護士である実務家専任教員1人であり、科目で扱う内容も弁護士の倫理及び責任が中心となるが、裁判官や検察官の倫理及び責任もその内容に含まれている。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

弁護士職務基本規程の理解を徹底する見地から、日弁連弁護士倫理委員会編『解説 弁護士職務基本規程(第2版)』を教科書として指定し、授業で扱う範囲につき原則毎回の授業の始めに小テストを実施している。現在の担当教員が米国カリフォルニア州の弁護士として勤務した経験を有することから、学生に事例を検討させる際に米国で問題となった事例を紹介し、検討に深みを持たせるように工夫している。

##### (3) その他

2013年度前期以来、毎年、検察官倫理については那覇地方検察庁の検事にゲストスピーカーとして授業に参加してもらっている。

#### 2 点検・評価

「法曹倫理」の担当教員は米国での弁護士業務経験を有する弁護士であり、授業内容も、小テストで予習状況を確認しつつ、授業の中で事例問題につき質疑応答を行いながら、法曹倫理を遵守する上での悩みも感じさせるような取り組みがなされており、授業計画及び授業の実施内容とも問題はない。

「法曹倫理」以外の科目でも、例えば、実務家教員(派遣裁判官や派遣検察官を含む)が担当している実務基礎科目等において、具体的な事案処理において問題となる法曹倫理に関する問題も適宜検討しており、法曹としての倫理観や責任感の涵養について配慮がなされている。

#### 3 自己評定

適合

---

12 A3『研究科便覧』96頁「授業科目の内容等」「法曹倫理」



#### 4 改善計画

本年度は、裁判官の倫理についても1コマを使って取り扱い、事前に元裁判官教員（吉崎敦憲教授）と行った議論を踏まえて講義を進めたことにより、これまでにない視点からの分析、議論が可能になり、新たな教育効果を上げることができたと考えている。来年度以降は、さらなる教育効果のアップを目指して、元裁判官教員をゲストとして講義に参加させ、直接のコメントを求める、あるいは学生と直接に議論する、など実務経験を反映させる機会を多く設け、実務の現場におけるより現実的かつ具体的な法曹倫理に関する問題を議論できる講義の構築を検討したい。

## 5-4 履修(1)〈履修選択指導等〉

### 1 現状

#### (1) 履修選択指導についての考え方

本研究科においては、上記のように、人間関係や社会問題に対する深い洞察力と専門的職業人としての高い倫理観を備え、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」を養成することを目的としている<sup>13</sup>。

法律基本科目および実務基礎科目は、そのほとんどが必修科目であり選択の余地はないが（法曹として普遍的に必要とされる資質や知識・能力の修得を目的とする）、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、ホーム・ロイヤーを目指すのか、インターナショナル・ロイヤーを目指すのかなどの基準により、学生がみずからの判断で2年次または3年次に選択して履修しなければならない<sup>14</sup>。特に後者を目指す学生は、沖縄の地理的・歴史的・政治的状況を理解しながら国際的視野を養う必要がある。そこで、基礎法学・隣接科目として、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律英語」、「日米関係」等を、また展開・先端科目としては、「国際法」、「国際人道法」、「国際私法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法」、「米軍基地法」、「英米法研修プログラム」等を履修するように指導し、またインターナショナル・ロイヤー・コースの選択を勧奨している。

#### (2) 学生に対する指導や働きかけ等の工夫

##### ア オリエンテーション、ガイダンス等

入学時にオリエンテーションを開催し、『法務研究科便覧』や『授業シラバス集』等に基づき履修指導を行っている。2015年度においては4月1日に開催された。

各学期開始前にも授業担当教員によるガイダンスが実施されていた時期もあったが、TKCを利用して告知すれば十分であるなどの理由から、現在は行われていない。

##### イ 個別の学生に対する履修選択指導

各年次には2人の指導教員が配置され、入学から修了まで、学生による授業科目の履修に適切な助言を行うとともに、学生生活や進路等の相談に対応している<sup>15</sup>。指導教員制度によるきめ細かな学生指導は、本研究科の特色の一つである。

13 上記5-2-1(2)ア参照。

14 上記5-2-1ア(ウ)(エ)参照。

15 「研究科規程」4条1項4項(A3『研究科便覧』43頁

指導教員は、各学期の履修登録期間内に履修指導等のため学生との個別面談（20分程度を目安とする）を実施することが制度化されている<sup>16</sup>。また、教員は、原則として週1コマのオフィスアワーを設け、その時間帯は研究室に待機することが合意されているほか、学生の求めに応じて随時履修指導を行っている<sup>17</sup>。指導教員から積極的に働きかける場合もある。

なお、指導方法の手引きについては、全学的なものはあるが<sup>18</sup>、本研究科独自のものは無い。

#### ウ 情報提供

授業科目を選択履修するために参考となる情報は、『授業シラバス集』の「履修案内」<sup>19</sup>やホームページ等により提供されている程度である。学生に法曹像を意識させる取り組みは必ずしも十分とはいえない。

#### エ その他

特になし。

### （3）結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

多くの学生は授業科目を適切に選択履修しているものと思われるが（修了要件が厳しいインターナショナル・ロイヤー・コースを選択する学生が毎年1～2人存することは一つの証左である）、負担の少ない授業科目を選択しがちであることも否めない。

#### イ 検証等

指導教員は、学生による授業科目選択の状況を履修登録確認表への押印時に把握することができる。また、すべての教員は、成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）において全体の状況を知ることになるが、その組織的な検証は今後の課題である。

---

16 「履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ」（2011年7月27日研究科委員会決定）1項・3項（A3研究科便覧）69頁。個人面談の結果、特に必要があると認められる事項については研究科長に報告しなければならない。同4項。

17 授業シラバス集に教員との連絡の取り方（オフィスアワーの時間帯を含む）が案内されている。A16『2015年度前学期授業シラバス集』117頁～118頁参照。

18 全学的には、琉球大学学生生活委員会による「指導教員の手引」があり、指導教員の仕事、就職指導、学生相談室、メンタルヘルス、学生が行う諸手続について説明されている。「指導教員の手引」

19 A16『2015年度前学期授業シラバス集』1頁～2頁、8頁～9頁、15頁～16頁。

(4) 特に力を入れている取り組み

小規模法科大学院の利点を活かし、指導教員制度等により親身な履修指導を行うように努めている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

指導教員制度は、履修指導を行ううえでも存在価値を有している。しかし、学生が積極的に履修相談を行う例は多くないのが現状であり、この制度がより効果的に機能するように検討を進める必要がある。また、授業科目の選択履修の状況についても組織的な検証が必要である。

3 自己評定

B

4 改善計画

具体的な改善計画はないが、指導教員制度や授業科目の選択履修の状況について議論を行い、教員間で問題意識を共有することが求められる。

## 5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

### 1 現状

#### (1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

本研究科では、学生が1年間に履修することができる単位の上限は、1年次にあつては42単位、2年次にあつては36単位、3年次にあつては44単位である<sup>20</sup>。

授業1回あたりの時間数は90分であり、1単位科目は8回(総時間数12時間)、2単位科目は15回(総時間数22時間30分)授業を実施する(期末試験を除く)。

かつて集中講義の形式で開設される授業科目3単位を外枠に位置付けていたが、一昨年度の認証評価における指摘を受け、キャップ製の趣旨も踏まえて上記のとおり改正した。

#### (2) 無単位科目等

単位認定されない授業科目はない。かつて、法律基本科目における理論教育を実務的観点や基礎法学的観点から補うことを目的に、修了要件単位には含まれない授業科目として自由科目(法学基礎講義Ⅰ～Ⅵ)が開設されたことがあるが<sup>20</sup>、今般のカリキュラム改正において廃止された。

#### (3) 補習

授業科目の補習は行われていない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

一昨年度の指摘を踏まえて、前記のとおり制度改正を行い、問題点は改善された。

### 3 自己評定

適合

---

<sup>20</sup> 「研究科規程」5条3項本文(A3『研究科便覧』44頁)

4 改善計画  
特になし。